

花の都ぎふ運動15周年記念  
花フェスタ2005ぎふ



5 2005

中央会・理事会 ~ 県民ふれあい会館 ~

(記事4頁)



発行所  
岐阜県  
中小企業団体中央会  
岐阜市数田南5丁目14番53号  
岐阜県県民ふれあい会館12階  
毎月15日発行  
購読料 年間1,500円 1部125円)  
事務局直通電話  
管理調整 058-277-1100(代)  
組織指導 058-277-1101  
情報広報 058-277-1102  
058-277-1104  
調査労働 058-277-1103  
事務局 FAX 番号 058-273-3930

主な記事

組合等の動き(美濃焼まつり・応援協定の締結など)	2~3
理事会/第57回全国大会要望事項(岐阜県案)	4~6
海外レポート(ユタ州)	7
三月の景況調査	8
組合データ修正票	9
支所だより/事務局だより	10~11



花の都ぎふ運動15周年記念  
花フェスタ2005ぎふ



中小企業をめぐる経済状況は相変わらず厳しいものがある。こつた中で、新製品・新サービスの開発、製品の付加価値化、新市場の開拓等に意欲的に取り組む中小企業を支援し、利用者にとってわかりやすい施策体系とするため、既存の中小企業を支援する三つの法律(中小企業創造活動促進法、新事業創出促進法、中小企業経営革新支援法)を統合した「中小企業新事業活動促進法」が四月に施行された。

### 新しい挑戦に対する支援

#### 新事業活動促進法の施行について

中小企業をめぐるといって、自己の持つ経営資源の発揮のみでなく、外部経営資源の活用も重要である。本会では、このような新しい様々な連携組織ニーズに対応するため、指導事業や研究会等を実施してきた。

従来からの「創業」「経営革新」の支援強化に加え、中小企業が機動的な連携を通して行う新たな事業活動(新連携)への支援も新たな柱として、予算(補助金等)、税制、融資等の措置がなされる。

新たに規定された「新連携」は、異なる分野で事業活動を行っている二社以上の中小企業、組合、大企業、大学・研究機関、NPO等がネットワークを形成し、新たな取り組みを行うもので、全国九ブロックに設置される「新連携支援地域戦略会議」(地

域を代表する企業、金融機関、学識経験者等で構成)や同事務局に置かれるプロジェクトマネージャーを中心とする個別支援チームの支援を受けながら事業化を目指すものである。

事業に採択され、「和食器の輸出」をテーマに関連業界に対し呼びかけを行い、メーカー、商社、輸出向け完成業者等からなる新しい連携体を構築したところであり、今後、事業化に向けた活動が行われることとなっている。

例えば、昨年度においては「美濃焼和食器による新時代の陶磁器輸出プロジェクト」が中小企業庁の委託

【平成十七年三月一日~六月十二日(一〇四日間)】

# 廉売市に大勢の買い物客

## 第53回たじみ陶器まつり

春の恒例行事である『第53回たじみ陶器まつり』(多治見陶磁器卸商業協同組合・坂崎義雄理事長)が四月九日から二日間、多治見市本町のオリベストリート周辺で開催された。

このまつりは、美濃焼の街を広くPRしようと毎年春に開か

れ、目玉の廉売市では、市内の窯元や陶器卸会社約五十社がテント六十四張りを並べ、格安に陶器類が購入できるとあって、多くの買い物客が足を運んだ。

今年も、美濃焼応援団長と銘打って、中津川市(旧福岡町)出身でニュースキヤスターの草野満代さんを迎え、焼き物をテーマにトークショーが開かれた。その他、大道芸や若手陶芸家が制作した湯呑百点が抽選で当たる福引なども行われ、まつりを盛り上げていた。



たじみ陶器まつり

らゆる焼き物が所狭しと並べられ、掘り出し物の器を探そうと品定めをする客や、店主と値切りの交渉を楽しむそとにする客の姿が見られた。

また、同市市之倉町では、窯元十八カ所を巡る窯元ウオッチング、市之倉さかづき美術館広場で焼き物の蔵出し市などを行った。「幸兵衛窯」では、今年一月に亡くなった人間国宝の加藤卓男氏をしのぶ追想展も開かれた。

## TOKI・陶器祭り

今年で九回目を迎えた「TOKI・陶器祭り」が四月十六日から二日間、土岐市中央通りからセラトピア土岐周辺で開催された。

JR土岐市駅前の通りでは、地元メーカーなどによる陶器即売市「美濃焼買道市」が行われ、セラトピア土岐では、近代の美濃焼約六十点を展示した「市美濃焼収蔵品展」や大骨董市などを実施した。

「見る・買う・体験」をキーワードにイベントを展開、「美濃焼マスタースター」では、ロクロや絵付け職人が巧みな技を披露し訪れた来場者を魅了した。

# 春の美濃焼イベントを締めくくる

## 日本三大陶器祭り「土岐美濃焼まつり」

ゴールデンウィーク恒例の『第29回土岐美濃焼まつり』(協同組合土岐美濃焼卸センター・白石伸七理事長)が、五月三日から五日まで、土岐市泉北山町の土岐美濃焼卸商業団地で開催された。

まつり期間中は晴天に恵まれ、団地内の卸商社が倉庫などを開放する蔵出し市のほか、路上には陶磁器が並べられたテントが連なり、市価の三・五割引きで食器などを販売し、更なる値引き交渉をする人やじつくりと品定めをする買い物客にぎわった。

また、今年新しいイベントとして、素焼きの皿に厄除け願いを書き、石塚に投げつけて割る「皿割り厄紙齋」の実施や、「創造ぐるーぶ美濃屋陶右衛門」が展開する「陶器の風呂桶」での足湯サービスの提供などを試みた。

組合関係者は「土岐プレミアム・アウトレットや花フェスタ、愛知万博などの周辺イベントとの相乗効果が期待できる。一般消費者の認知度が向上し、拡販につながって欲しい」と期待を寄せていた。



TOKI陶器まつり



土岐美濃焼まつり

### 「塩焼」を披露

高田陶磁器工業協

多治見市高田町の『第11回美濃民芸陶器の里まつり』(高田陶磁器工業協同組合)加藤修一理事長)が、四月三日に共栄公園で開催され、小さな子供を連れた家族連れなどでにぎわった。まつりでは、廉価で販売する「窯元蔵出し市」が催されたほ

### 組合を訪問し、募金活動のお礼

下石陶磁器工業協同組合

下石陶磁器工業協同組合(土本晋平理事長)は、重い肝臓疾患を患った静岡県内に住む高校生(米田)の脳死肝移植手術費用に充てるため、昨年十月に開いた『どえらあえろ陶器祭り』で募金活動を行ったが、手術が無事終了し、その家族が組合を訪問され、手術の成功の報告と募金へのお礼が述べられた。

募金活動に至った背景には、患者の叔父が八年前に同組合が企画した『窯元ウエディング』で挙式をしたことが縁。まつり期間中に三十万円近くの募金が集まった。現在は通院だけで、通常の生活を送れるまでに回復し、組合

か、陶器作りの体験コーナーなど多彩なイベントが行われ、楽しい一時を過ごしていた。

また、会場の一角には、国及び県から補助金を受け、昨年度に取り組み完成した「塩焼」のコーナーが設けられ、来場者から関心を集めていた。塩焼とは、高田地区の粘土に岩塩を加えて焼き上げた陶器で、落ち着いた色合いが特徴となっている。



「塩焼」の展示コーナー

### 中津川市と応援協定を締結

恵北建設業協同組合

恵北建設業協同組合(石橋浩理事長)は、旧恵北町村を組合の地区としているが、本年一月の町村合併に伴い中津川市との間で、災害時における人命救助や防災活動を行う応援協定を結んだ。

同市は、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されており、協定では、地震などの災害時や災害発生の際がある場合に、組合が建設防災支援隊を結成し、道路の補修などに協力すること

れて良かった。募金活動をしたか良かった」と喜びを新たにしていた。

や、輸送路の確保などを行う。また、消防署等と連携し、建設重機などで倒壊家屋からの負傷者の救助も行う。

調印式は四月二十日に市役所で行われ、協定書に調印した石橋理事長は、「岐阜国道事務所などとも支援協定を結んでいるため、災害時には国・県等とも連携し、統一した出勤命令を願いたい」と述べ、緊急時には官民が連携して対応することを約束した。

### 高山出身の茶人「金森宗和」を紹介

協飛騨木工連合会が発刊

協同組合飛騨木工連合会(北村育理事長)は、高山出身で江戸時代初期の茶人、金森宗和を広く紹介した図録「優麗の美金森宗和匠のころ」を発刊した。金森宗和は、金森可重の長男として生まれ、家督を継ぐ身であったが助当され、母とともに京都に移り住んだ。その後、大徳寺で禅を学び宗和と号し、独自の茶風を開花させた人物で、郷土出身の誇るべき茶人を広く後世に伝え、飛騨の「匠のころ」を語り継いでいくために、今回の発刊に至った。図録はA4判、百三十ページ



### 美濃機械製紙工業協同組合

美濃共同計量所

代表理事 宮 嶋 邦 雄

副理事長 後 藤 豊 彦

☎ 0575 33 - 1243

で、カラー写真などをふんだんに使って紹介し、宗和作の茶道具をはじめ、ゆかりある茶室や寺院の紹介、略年譜など多彩な内容となっており、国会図書館や全国の大学、飛騨地域の小中学校などに寄贈した。本会にも組合から寄贈して頂き、情報サロンにて閲覧できます。ご来会の際は、是非ご覧下さい。

# 総会提出議案など九議案を審議

## 全国大会要望事項(岐阜県案)も取りまとめ 平成17年度第一回理事会を開催

岐阜県中央会は、理事会を四月二十六日、県民ふれあい会館で開催した。

理事会の開会に先立ち、辻正会長は「梶原前知事からバトンを受けた古田知事は、県政について『県民の目線』から総点検をしており、限られた予算で最大の効果をあげるために明確な指針を示しながら県政を進めるとのことである。また、経済産業省出身ということもあって中小企業の振興を第一に掲げている。今後は、ニューヨークやド



あいさつする社会長

イツで開催した展示会などで架かった海外との架け橋を有効に活用し、中小企業のビジネスにつなげていく必要がある。中央会も積極的に支援していくのでご相談したい」と、期待を込めてあいさつした。

続いて『第50回通常総会』への提出議案等の審議が行われ、社会長が議長を務め、大野参与が各議案について説明を行った。なお、中央会の総会は、五月二十七日(金)、午後一時三十分から大垣市情報工房五階の「スィンクホール」で開催します。是非、「ご出席をお願いします!」審議、承認された議案は次のとおり。

第一号議案「新規加入組合等の承認 第二号議案」平成十六年度事業報告、収支決算書、財産目録、貸借対照表、損益計算

### 中小企業対策に関する要望事項

#### 第57回全国大会 (「岐阜県案」)

#### 総合

#### 1. 中小企業対策・中小企業連携

書及び剰余金処分の各案 第三号議案「平成十七年度事業計画及び収支予算の各案 第四号議案」十七年度会費賦課基準及びその納入方法の各案 第五号議案「十七年度取引金融機関及び借入金残高の最高限度額の各案 第六号議案」十七年度役員報酬の額案) 役員辞任に伴う後任者の取り扱い 第50回通常総会の日程等の決定 第57回中小企業団体全国大会要望事項(案)取りまとめ

新規加入組合は五組合で次のとおり。(平成16年12月15日)平成17年4月25日まで) ( )内は代表者名、所在地、組合員数  
間伐材製品開発協同組合(福井一百理事長、笠松町、4名)  
岐阜テクノ61(杉浦克彦会長、岐阜市、21名) 岐阜ファッシュロード協同組合(河瀬嗣生理事長、瑞穂市、6名) 中津川市管工事協同組合(五十嵐勇輔理事長、中津川市、24名) ナショナルソーイング協同組合(永井緋代理事長、美濃市、7名)

#### 組織対策の充実強化について

我が国中小企業が創業・経営

革新・新連携に果敢に取り組みためには、中小企業対策予算の大幅な増額など中小企業対策全体を拡充することが必要である。特に、中小企業連携組織対策は、中小企業が事業協同組合等の連携組織に経営資源を結集して、個々の中小企業の経営革新や産学官連携、創業の促進を全面的に支援する対策であり、国は、中小企業対策の重要な柱としての位置付けを強化するとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導体制の整備に万全を期すること。

#### 2. 中小企業新事業活動促進法による新連携体への支援強化について

中小企業創造活動促進法、中小企業経営革新支援法及び新事業創出促進法の三法を統合した中小企業新事業活動促進法(平成十七年四月六日成立、四月十三日施行)により、新連携体の構築及び市場化・事業化に対し、支援が行われる。しかし、これらに対しては商品の改善、顧客の開拓等、補助事業完了後においてフォローアップが必要であり、中小企業連携組織の専門支援機関である中小企業団体中央会の活用とそ

れに対する支援措置を図ること。  
3. 中小企業向け官公需発注の増大について  
国及び地方公共団体は「官公需」についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合を初めとする中小企業組合への発注の増大に努めているが、中小企業者の受注機会の増大を図るため、より一層の官公需施策の充実・強化に努めるなど、中小企業向け官公需施策の適切な運用を図ること。

#### 4. 原材料の値上がり対策について

原油や鉄鋼、石化製品など原料、素材価格が高騰している中で、地場産業にも原材料等の高騰が影響し、さらに入手が困難な状況にあり、今後、この傾向は続くものと予測される。ついては、地場産業の関連小規模企業が壊滅的打撃を受けることは必至であり、地場産業の生き残りのための施策を実施すること。

#### 5. 中小企業組合士制度の継続と地位向上について

昭和四十九年度より実施している「中小企業組合士制度」は

組合事務局の資質向上を図るとともに中小企業組合の活力ある

発展と企業の育成に寄与しており、現在のような厳しい経済環境の中で、中小企業者が生き延びてゆく上で、組合組織が果たす役割は多く、組合士の仕事も重要になってきている。

全国中央会に対する「推進補助金」が打ち切られる等と側聞しているが、中小企業組合士の社会的地位と資質向上並びに組合士制度促進のため、積極的な振興策を講ずること。

組織

1. 員外利用の緩和について

中小企業組合が経済社会環境の変化の中で、共同事業を実施している。これらの環境下において、施設の有効活用を図り、組合経営の安定を図るため、員外利用制限の緩和を図ること。

金融

1. 中小企業金融対策の充実に  
ついて

長期にわたりデフレ不況に苦しんでいる中小企業を金融面から支援するため、次の中小企業金融対策の充実を図ること。

(一) 高度化資金貸付制度について、貸付条件の緩和、貸付手続の簡素化、既往借入の返済条

件緩和を図ること。

(二) 中小企業倒産防止共済制度について、最高掛金(共済金の貸付限度額)の引き上げ、手続の簡素化、貸付決定の期間短縮を図ること。

税制

1. 消費税率引き上げ見送りに  
ついて

消費税率の引き上げを行う論議を重ねることは重要であるが、現在の景気低迷している状況下に加え、消費者や中小企業者に対して、さらに不安感を煽るものであり、景気回復の足を引っ張りかねないことから、消費税率の引き上げは、当分の間は見送ること。

2. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

青色申告書を提出する中小企業者等に係る減価償却資産の特例(現行、平成十八年三月三十一日まで取得、取得価額が三十万円未満)について、その措置の延長を図るとともに取得価額上限の増額を講ずること。

3. 固定資産税の減免について

地方税法三四八条の規定により、中小企業組合が所有し使用する事務所及び倉庫等の固定資産は非課税となっているが、共

同店舗の駐車場についても同様の措置を講ずること。

近代化・高度化

1. 中小企業工場等集団化の建築制限の緩和について

中小企業工場集団化事業等によって共同で取得した緑地等の共通施設面積については、構成員の持分に分配した面積を占有面積の一部と認め、これを分母に加算して構成員における建ぺい率の制限面積として扱ふこと。理由は、工業団地に進出し工場等を建築しようとする事業場は、その占有面積で建築制限を受ける。当然に緑地を含み単独で工場用地を取得する場合は取得した全ての敷地が対象であり、これに対し緑地等を共同で取得する中小企業工場集団化事業の場合は、共同緑地を除いた事業場の占有敷地のみを対象としている。

これは、本来中小企業を支援するための工場集団化事業が、構成員に対し単独取得に比べ建築制限面積を減少させることになり、結果的に高額な用地取得をさせているか、または敷地の活用を狭隘なものにしており、本来の中小企業支援事業としての矛盾を呈しているため、次の改善策を講ずること。

協同組合の構成員を公平に扱ふことができる持分割合を基準に緑地等の共同施設面積を構成員に割り当て、これを占有面積に加算して建ぺい率の建築制限とすること。

工場等集団化事業は行政機関に認められ計画的に施設が配置されたものであり、一つの集団化区域内であれば、建築対象の占有地と共有緑地等が道路又は他者の占有地で分断されているか否かにかかわらず集団化区域内のすべてを一体的なものとし、構成員が平等に同一の建ぺい率算出の基準として取り扱ふこと。

構成員は、適宜に他の構成員に関わり無く単独で当該占有地の建築計画のみで緑地等の共有地の持分を算入し建築申請できること。

2. 高度化資金返済財源(賦課金)の非課税化について

共同店舗は高度化資金の返済財源として、組合員より返済金額と同額の償還賦課金を徴収しているが、この収入は高度化資金の借入れ返済のみに充当するものであり、消費税法に照らし合わせてもまったく対価性のないものと考えられるので、非課税収入として処理処理できるような措置を講ずること。

いものと考えられるので、非課税収入として処理処理できるような措置を講ずること。

商業・流通

1. 空き店舗対策の強化について

大規模店舗法の各種規制緩和によって、近年商圏間の競合により既設共同店舗が苦境に瀕している。そのため、組合員の脱退が相次ぎ、空きスペースに苦慮していることから、新たに入居する組合員に対し助成制度を創設すること。

2. 大規模小売店舗の営業時間の規制について

現行の大規模店舗法第四条で生活環境の悪化の防止のため「騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項」と規定されているが、その配慮項目に営業時間を明記すること。

労働

1. 中小企業の労務対策の充実に  
ついて(パートタイム労働者に対する税制上の配慮)

今日の就業形態の多様化の更なる進展を背景に、パートタイム労働者の存在意義が単なる補助的、短期的労働者という位置

付けから主戦力的労働者と考え  
る中小企業者が増加し、パート  
タイム労働者に対する雇用二  
ーズが年々増加している。しかし  
所得税等の非課税限度額が低額  
なため、パートタイム労働者自  
らによる「就業調整」が行われ  
ている。

このため、パートタイム労働  
者の円滑な確保を図るため、  
パートタイム労働者に対する所  
得税等の非課税限度額(現行一  
〇三万円)を大幅に引き上げる  
こと。

情報

1. 組合等情報化促進施策の充  
実について

中小企業及び組合の現状は、  
コンピュータの導入は進んでい  
るが、活用のレベルが低く、経  
営革新への具体的な効果は緒に  
着いたところであると言っても  
過言ではない。

情報システムを導入すること  
は、新しい取り組みであり、中  
小企業にとっては大きなリスク  
が伴い、これまでその対応が遅  
れている。

このため、中小企業のIT対  
応を促進するため、次の組合等  
情報化助成策の一層の充実強化  
を図ること。

(一) 中小企業の情報化を促進  
する対策の一環として、中小企  
業等の身近な情報化事例として、  
また、体験の機会としての効果  
が大きいと、中小企業等の情  
報化促進のためのコンピュータ設  
置等情報システム導入に対する  
組合及びその構成員に対する助  
成金制度を設けること。

また、平成十四年度にスター  
トした中小企業等のIT活用へ  
の具体的な取り組みに対して助成  
する「IT活用型経営革新モデ  
ル事業」の運用について、補助  
率を上げるとともに、中小企業  
等が活用しやすい制度とするこ  
と。

その他

1. 商工組合に対する県知事権  
限の拡大について

商工組合の所管は主務大臣の  
委任を受けて県知事が行ってい  
るが、団体法一〇二条の二第三  
項に基づく省令により商工組合  
の名称、事業及び組合員資格に  
関する定款変更は地方経済産業  
局の協議事項となっている。迅  
速な認可等のため事務手続きの  
簡素化を図られたい。

また、団体法施行令第一〇条  
第二項により、県域を超えない  
商工組合に対する権限は県知事

に委譲されているものの、一部  
の業種においては主務大臣の所  
管となっている。酒類製造、販  
売等の特別法に基づく業種にお  
いては理解できるが、衣料品の  
製造、卸売等、県知事権限とし  
てよいものも見受けられる。  
よって、業種の見直し及び知事  
権限の拡大等について措置を講  
ずること。

2. 研修生より移行した技能実  
習生に対する厚生年金保険の  
適用除外について

平成二年より改正実施されて  
いる外国人研修制度、さらに平  
成五年より新規に改正実施され  
ている技能実習制度は、人材育  
成を通じた国際貢献として、開  
発途上国等の発展に寄与するも  
のであり、その意義、役割は今  
日益々重要なものとなっており、  
その制度は全国的にも受け入れ  
られている。

研修生より移行した技能実習  
生に対して、現在、通常雇用者  
と同様の社会保険(厚生年金保  
険・健康保険)、労働保険(雇用  
保険・労災保険)が適用され、  
実習生及び受入企業が保険料を  
分担納付している。しかしなが  
ら、特に老齢年金を主とする厚  
生年金保険については、二年間

の技能実習の後、帰国時に外国  
人実習生は、脱退一時金として  
返還するものの国内企業は全く  
の掛け捨てとなり、実習生及び  
受入企業においては保険料の負  
担が非常に大きなものとなって  
いる。

このため、技能実習生に対す  
る厚生年金保険の適用除外に関  
する制度改正を要望する。

3. 環境・リサイクル対策支援の  
拡充について

各種製造業においては、業界

全国大会参加者を募集!

北の大地、北海道で開催

全国中小企業団体中央会と北  
海道中小企業団体中央会が主催  
する『第57回中小企業団体全国  
大会』が、9月15日(木)の午前10  
時から午後1時まで、札幌市の  
「札幌ドーム」で開催されます。

今年、北の大地で誓おうフ  
ロントニア精神組織の力を  
キャッチフレーズに全国  
の中小企業団体の代表が  
一堂に会し、自らの決意を  
内外に表明するとともに、  
国等に対して中小企業振  
興施策の強化充実を訴え、  
組合連携組織を基盤とし  
た中小企業の安定的な発

毎に派生する産業廃棄物につい  
て、環境とリサイクル対策に積  
極的に取り組んでいるところで  
ある。そのため、専門業者に依  
頼して処理しているが、処理費  
用が年々高騰しており、各事業  
所の経営に著しく影響を与えて  
いる。

については、中小企業が今後と  
も環境対策に堅実に対応してい  
くための助成措置等について、  
特段の配慮を行うこと。

展と豊かな社会実現を図るため  
の重要な大会であります。

是非、組合役職員の皆様のご  
参加をお待ちしております。  
なお、全国大会に関するお問  
い合わせ、参加申込み等は、中  
央会・情報広報チーム(〇五  
八・二七七・一一〇二)まで。



## 海外駐在員レポート

# ユタ州と酒造産業

## UINTA 社の取り組み

ユタ州政府派遣職員 熊崎 雄一

### 酒類製造販売の現状

ユタ州の総人口に占めるモルモン教徒の割合は60%から70%と言われる。モルモン教の戒律は厳しく、アルコール類やたばこ、コーヒーやお茶などカフェインを含むものは摂取しないこととされている。また、モルモン教の戒律とは直接の関係はないが、ユタ州政府の一組織として「酒類管理局」があり、酒類製造販売の免許規制について、日本より幅広い規制がある。

州政府がこの部局を持つに至った歴史は、いわゆる「禁酒法」と関連がある。1919年に、キリスト教宗派間の対立や第一次世界大戦などの要因が重なって、連邦レベルで「酒類製造・販売・運搬等禁止法」(日本では「禁酒法」と訳さるが、「飲酒」行為は禁止されなかった)が制定されたが、結果はアル・カポネなどギャングの資金源となり、一般市民、行政官までも法規範意識の低下を招き、29年の大恐慌などの要因も重なって33年に廃止された。この「禁酒法」の廃止は、連邦レベルでの酒類製造販売等の禁止を解くと同時に、各州に酒類販売管理の方法を委ねることとなった。当時のユタ州議会は、市場に任せるより、州として酒類を管理した方がよいとの判断で、35年に州法を制定し、酒類管理局を設置した。(現在、全米50州のうち18州とメリーランド州の一部で州政府が酒類販売を管理している。全米の人口のうち約28%がこの規制の下にある)

酒類管理局の役割は、適量を適正価格で供給し、酒類を忌避する人や未成年者(ユタ州を含め多くの州では飲酒可能年齢は21歳)から酒類を遠ざけることである。酒類管理局は、酒類製造業者、輸入業者及び販売店に免許を発行するほか、州内都市部で36の酒類販売店を直接経営し、小規模な町にある80の契約代理店を管理する。

ユタ州では酒類を、アルコールが4%を超えるLiquor、それ以下のBeerに分類し、Liquorについては、州政府の販売店あるいは代理店からのみ、政府が決めた額でしか購入することができない。ホテル、レストランやバーなどは販売許可を受け、州政府から酒類を購入して、ようやく客に酒をサービスできる。しかも販売できる時間帯の制限があり、許可には高額の保証金も必要となっている。Beerのみの販売については、販売免許が必要なもの

の、市内のスーパーなどで扱われる。いずれの販売免許も人口何人あたり1軒という制限がある。

### 発展する地ビール企業

ユタ州の人口の過半数が、飲酒しないなど厳しい戒律を守るモルモン教徒であること、当然大手メーカーの酒類もユタ州に入ってきていることや、酒類販売に厳しい制限があることから、州内で酒造産業は経営が成り立つのかと疑問であったが、このような厳しい環境の下でも、地ビール企業は発展を続けている。現在ソルトレイクシティ周辺都市部には13の地ビール会社、州内全域では17の地ビール会社がある。アメリカでも7~8年前には、増えすぎた地ビール会社間の競争が激化した。ユタ州でも企業間の競争の結果、現在の企業数となっている。04年では、地ビールに関連して州内で計1万人分の雇用があり、1年間で約750億円分の経済効果があったとされる。州内のビール市場における地ビールの販売シェアも着実に伸びてきている。

### 地ビール会社・UINTA社

州内で最も成功している地ビール会社の1つであるUINTA社のマーケティング担当 Steve Kuflinec 氏に話を伺った。氏は、1991年、ユタの美しい自然に惹かれて東海岸から移り住んだ。当時ユタ州には、レストランやバーへ樽で卸すだけの地ビール会社が1社のみあったが、93年に友人とソルトレイクシティで地ビール会社を設立し、州内の地ビール会社では初めて、個人への小売り用350ml 瓶入りビールを売り出した。ソルトレイクの水は硬水でミネラルを多く含有し、ビールを醸造するにはちょうど良いとのことである。現在では、酒類販売店向け4%超を1銘柄、スーパー向け4%以下のビールを6銘柄、1日おきに計4万本を出荷している。アメリカ国内のコンテストでも97年以来、毎年のように賞を獲得しており、州内でも最も人気のある地ビール会社の1つとなった。

氏によれば、この土地柄、一般的に酒造産業はあまり良い目では見られず、州税も03年7月に酒税率が上がり、1バレル(約120リットル)あたり、連邦税7ドル、州税12.8ドル(州税は北東隣のワイオミング州の約50倍)が課せられているそうだ。しかし、ユタの自然に魅せられて当地で会社を興し、瓶のラベルにはユタに多く生息するサケやスキージャンプ、大陸横断鉄道の開通などユタに関連したデザインを用い、ユタへの愛着を表している。また、ユタの美しい自然環境への配慮から、工場に必要な電力は全て風力発電による電力を購入している。近年は製品を州外へも輸出しているが、州内での消費の方が当然多い。ビールの味の研究と共に、そうしたユタの自然への愛着やこだわりも、厳しい環境ながらビジネスの成功に結びついていると考えているそうだ。



地ビール会社・UINTA 社の外観

## 県内中小企業主要業種の景気動向 (3月末調査)

表の見方：売上～景況感：好転・増加 変わらず 悪化・減少

業種	調査項目	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
牛乳・乳製品 豆腐製 肉(国産) 菓子菓 米菓 寒天 製菓	品製造						
	子菓産類						
惣二毛 合成メ ンズ人 縫	糸業物 織物 繊維 パレ 子供						
	製物ル 製						
製銘集 家具東 濃ひの	材木材 (飛驒) のき						
	紙紙工 刷						
家特紙 印	紙工						
	刷						
ブラスチック 陶磁器(工業) 陶磁器(輸出) タイル	印刷						
	刷						

業種	調査項目	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
窯業原料 石灰 生利生 砂利生 砕石生	物輸 出						
	物需 内						
鑄物 刃物等金属製品 刃物等金属製品 メッキ	地 型						
	型						
電気機械器具 輸送機器	器 具						
	器 具						
各種物産品(観光) 各種物産品(ギフト) 総合卸売業(飛驒地区) 電設資材 陶磁器 機械工具・工作機械	器 具						
	器 具						
青水産物 家電機器販売 メガネ販売 中古自動車販売 石油製品販売 共同店舗(東濃) 共同店舗(飛驒) 生花販売	器 具						
	器 具						

中央会が主要業種八十五組合を対象にまとめた『三月の特色』は次のとおり。  
**【三月の特色】**組合から見た県内中小企業の特徴は、景況感悪化幅縮小・不安定な景況感続く、先行き不透明感が依然強いとなっている。  
 三月の景気動向を前年同月比景況感D I値で見ると、好転10ポイント、悪化41ポイントでマイナス31ポイントとなり、前月の35ポイントに比べて4ポイント改善し、先月に引き続き改善の動きとなったが、昨年四月から続く一進一退の

他の主要な動向も水面下ではあるが、前月に対し改善の動きを示しており、また、一部業種に出ている需要回復の動きは変わらないが、全体的には中小企業の現状は厳しい状況にある。  
 コメントの中には、景気の先行きに対する不安感、不透明感を訴える意見が多く出ており、中小企業の経営環境の悪化が懸念される。

## 景況感悪化幅は縮小 先行き不透明感は依然続く

### 3月景況調査

状況には変わりない。改善の要因は好転の微増とともに、業種別の景況感D I値が、小売業、商

業種	調査項目	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
岐阜市商店街 大垣市商店街 多治見市商店街 恵那市商店街 高山市商店街	街						
	街						
車体整備 タイヤ 長良川畔旅館 下呂温泉旅館 高山旅館 クリーニン 広告美術 情報サービス業 映像制作 飲食業 ビルメンテナンス 理容・美容業	業						
	業						
土木(岐阜) 土木(飛驒) 土木・建築(羽島) 建築(各務原) 鉄構造物 電気工事 管設備工事 建築板金 建具 産直住宅(付知地区)	業						
	業						
貨物運送(県域) 軽運送	業						
	業						

# 組合データ修正票(届出用)

組合等名

修正項目 修正事項の にチェックし、新(変更後)のみ記入して下さい。

組合等名			
住所(登記上)	〒		
住所(連絡先)	〒		
T E L		F A X	
E - m a i l		U R L	
代表理事名		就任年月日	平成 年 月 日
理事数	現員 人	就任年月日	平成 年 月 日
監事数	現員 人	就任年月日	平成 年 月 日
組合員数	人	決算月	月
事務局構成	専従役員 人	常用男女 人	パート男女 人
事務局責任者	役職	氏名	
組合の地区			
事務所設置形態	1. 独立所有	2. 独立借用	3. 他団体同居 4. 理事宅
持分払戻方法	1. 全額	2. 簿価	3. 出資額
出資金	出資1口 円	出資総額	円

定款変更に関わるものについては、定款変更認可申請書の新旧対照表を添付して下さい。  
ご記入に際しましては当ページをコピーの上、FAX又は郵送にてお送り下さい。

代表理事の変更、出資総額の変更等が生じた場合、上記の『組合データ修正票』に、変更が生じた項目をご記入頂き、本会までご送付下さいますようお願い致します。

また、決算関係書類や役員変更届等につきましても、所管行政庁への提出と併せて本会にもご送付下さいますようご協力をお願い致します。

なお、事業年度終了後に組合が行わなければならない業務については、4月号で掲載しております。ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせ下さい！

### 【送付先・問い合わせ先】

岐阜県中小企業団体中央会 組織指導チーム・情報企画チーム(情報室)  
〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番53号(県民ふれあい会館12階)

T E L 058-277-1101・1102

F A X 058-273-3930(郵送でも可)

情報セキュリティ管理

7月1日

午前10時～午後4時45分

受講料一万四千元

詳しくは：全国マルチメディア専門研修センター

〇五八四・七七・一一三

# 東濃 支所だより



TEL/FAX 〇五七二・一五〇八六五  
E-mail: tono@chuokai-gifu.or.jp  
多治見市東町一・九三(美濃焼センター)  
三毛利勝支所長 後藤 諭

## 和食器輸出プロジェクト発進

平成十六年度に本会の支援により結成された新運携体が、事業化に向け体制の整備を行い、次のステージへ進むための新たな一歩を踏み出しました。

この運携体は、美濃焼産地の業界が業種の垣根を越えて和食器を海外市場に販売することを目的としており、事業の開始に

あたって、会長には楓陽光氏補佐役の副会長には三名を選任し、役員及び委員の要職にも実力者が揃いました。各委員会も活動を開始し、熱心な議論が行われ、五月中には会員から海外向けカタログに掲載する商品の募集及び選定会を行う予定で、カタログには、陶

## 飛驒

### 支所だより



TEL/FAX 〇五七二・三四一四〇〇  
E-mail: hida@chuokai-gifu.or.jp  
高山天満町五・一二(高山米穀動ビル内)  
松野信一 支所長 武田翠子・水野謙二

## 飛驒の匠が杉材に挑む

八十年前、飛驒の山々にはブナの木が溢れていた。有り余るこの木と導入した海外の木工技術を生かして、飛驒の家具作りが始まった。当時、飛驒の家具は、節がある木材を製品に使うことがなかった。しかし、飛驒の匠たちは、今までの慣習を打ち破り、その技術を駆使して、ナラ材を使って試作品を作り、節のある家具を

編み出し、定番であった節も汚れもない色合いの美しい家具からの脱却を図った。そして、節のある家具は、商品化につながったことにより、ユーザーからの引き合いが開始された。今では、売上の四分の一は節のある商品シリーズが占める程になった。杉板の木目や節を生かした商

磁器だけでなく、和紙、漆器、刃物等の県内産品も併せて紹介する計画であります。本会では、こうした意欲的な取り組みを支援すべく新法中小企業新事業活動促進法」による計画認定並びに補助事業の活用に向け、関係機関との折衝を行っております。国の財政が厳しい中、採択要件は事業が必ず成功するもの、二年目には利益の計上が可能なものとハードルは高いが、地場産業の活性化という大きな目標のため、支援機関としての責務を果たしたいと考えております。

そして現在、取り組もうとしているのが、杉の圧縮材を商品化することである。節と同様に材質が柔らかい杉は、家具の材料には敬遠されてきたが、柔らかいことは逆に圧縮技術を使って様々な形に加工できることとなる。飛驒の匠たちは愚直なまで丹念に作りあげると言われており、その匠たちと独創のデザインに「飛驒の家具」の未来が見えるようである。



中央会ホームページ  
URL: <http://www.chuokai-gifu.or.jp/>  
Eメール  
info@chuokai-gifu.or.jp

## 春の叙勲・褒章、五月二日の県知事表彰

このたび、「春の叙勲・褒章」の受賞並びに「県知事表彰」を受賞された中央会関係者の方々をご紹介します。

### 叙勲

【旭日小綬章・産業振興功労】

井上孝二氏 岐阜県砂利協同組合・理事長(中央会・顧問、前会長)

【旭日双光章・生活衛生功労】

大野勝義氏 岐阜県理容生活衛生同業組合・理事長  
褒章  
【藍綬褒章・鶏卵販売業振興功績】

高橋裕氏 岐阜県飼料卸協同組合・理事長

## 国民生活金融公庫のご案内

国民生活金融公庫は、「企業活力強化貸付」など沢山の融資メニューがあり、多くの事業者のお手伝いをしています。長年の実績をもとに、経営に役立つ情報を蓄積し、新規開業や事業の拡張、事業の縮小等に

よる経営の見直しなどに関する融資の相談等に対応しています。詳しくお問い合わせは、国民生活金融公庫岐阜支店(〇五八・二六三・二二三六)まで。また、ホームページは <http://www.kokumin.go.jp/> も活用下さい。

# 十七年度事業計画などを決定

## 青年中央会・通常総会

岐阜県中小企業青年中央会(田口日出生会長)は、「第31回通常総会」を四月二十八日にホテルパークで開催した。

総会には約四十名が出席し、平成十六年度事業報告書及び収支決算書の各案、平成十七年度事業計画及び収支予算の各

案、平成十七年度会費の額及びその徴収方法の各案、平成十七年度取引金融機関案の四議案を審議し、いずれも原案ど

おり承認・決定した。

新規事業として先進の視察研修を実施するほか、目玉事業に大型講演会を予定している。

# 平成18年3月学卒者求人取扱説明会

## ハローワーク岐阜

事業主を対象とした「平成18年3月新規学校卒業予定者の求人取扱説明会」が次のとおり開催されます。

【日時・場所】岐阜会場 平成17年6月6日(月)・第一回目 10

時30分～12時(受付10時)・(第二回目) 14時30分～16時(受付14時)・長良川国際会議場 四階・大会議室(各務原会場) 平成17年6月9日(木)・14時30分～

16時(受付14時)・各務原市産業文化センター 二階・第三会議室(各務原市に所在地を有する企業のみ) 両会場とも、公共交通機関をご利用下さい。

【内容】平成18年3月新規学卒者の求人募集・選考・採用について

各議案について審議



# 中学及び高校新規卒業者の採用選考等について

## 文部科学省・厚生労働省

新規中学校及び高等学校卒業生に対する早期選考を防止し、選考開始期日等及び募集開始時期等が完全遵守され、就業機会に影響が及ばないよう配慮するとともに、採用枠の拡大について配慮するようお願いいたします。

# 退職金づくりは中退共で!

退職金の準備は万全ですか?

中小企業退職金共済制度(中退共)は中小企業で働く従業員のための退職金制度です。

安全・確実・有利な中退共制度を是非ご利用下さい。

適格退職年金制度からの移行先です。

掛金の一部を国が助成します。パートタイマーの方も加入で

きます。

掛金は税法上、全額非課税になります。

お問い合わせ先

中退共本部(03-34336015)又は、岐阜県中央会調査労働チーム(058-277-1103)まで。



## 六月

3日 岐阜県中小企業組合土協会第28回通常総会(15時30分/ホテルパーク)

14日 岐阜県建設関連連業団体部会第28回定例会(10時45分/県民ふれあい会館)

23日 研修生受入組合運営研修会(13時30分/ウエルサンピア岐阜)

25日 産業廃棄物問題に関する意見交換会(全建総連)

26日 岐阜県中央会理事会(県民ふれあい会館)

27日 政策総点検県民委員会産業経済分科会(県議会議堂)

28日 岐阜県中小企業青年中央会・通常総会(ホテルパーク)

## 3月末商工中金岐阜支店貸出実績

使途区分 残高又は増減	設備 資金	長期運 転資金	短期運 転資金	合 計
3月末 残高	21,386	44,521	40,581	106,488
3月中 増減	766	610	2,382	3,758
前年 同月比 増減	766	2,822	3,438	1,382

(単位百万円)

【お問合せ先】ハローワーク岐阜・求人第二部門(学卒係) 〇五八二四七九八九一

- 4月中旬
- 3日 美濃民芸陶器の里まつり(多治見市高田町)
- 9～10日 たじみ陶器まつり(オリベストリート)
- 14日 平成17年度岐阜県中小企業資金融資制度説明会(県庁大会議室)



- 16～17日 TOKI 陶器祭り(セラトピア土岐周辺)

平成17年6月1日～30日は「外国人労働者問題啓発月間」